

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第２回）」
議事要旨**

○日時

令和４年１０月２５日（火）１０時００分～１２時００分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、桑原聡子委員、興津征雄委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

○オブザーバー

山梨県 雨宮俊彦環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 黄木伸一気候変動対策局 局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 松本一道部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

（１）再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けたヒアリング

委員からの主な意見は以下の通り。

（総論）

- ・ 規律強化は、最適な規制水準であれば、優良な事業者はクリアできるはずであり、多少証明書類が増える程度に収まるのでは。業界全体のモラルやイメージ向上にもつながり、お互いに win-win ではないか。

- ・ 適正な規律は、少なくとも合理的な範囲を超えた事業制約とならないことは複数の委員も指摘のとおり。
- ・ 再エネ事業者は、複数の許認可手続に要する時間と事業形成に苦勞されていたと理解する。関連する許認可の効率化と併せて対応していくことが必要。
- ・ 関連法令の許認可の取得は、全法令ではなく、特に土地開発に関わる許認可取得が念頭に置かれていると理解。申請要件化した場合どこが一番問題になるのか。また、適正な規律との関係で、例えば地域で区分を分けて条件に一定の差をつけるなど、うまくバランスをとるためのアイデアをお持ちか。
- ・ 事務局には、複数の関連法令について事業者団体と整理をし、想定している規律強化にはどのような利点や課題があるか議論いただきたい。
- ・ 金融実務について話を聞きたい。全ての許認可取得を申請要件とするのではなく、申請段階において、青写真で進めるべきものと、ある程度の見込みや担保があるべきものを確定する作業が必要。正確な判断のため金融実務の話が重要。
- ・ 銀行、地銀、信金において、融資の要件として特に認定や許認可がどのような取扱いとなっているかなど、ファイナンスの実務を見ていただくことが必要。

((一社)太陽光発電協会の発表について)

- ・ 「関係法令の許認可取得を申請要件とするのは、事業予見性や資金調達等の観点から、優良な事業者にとっては足かせとなり」とあるが、具体的にどのように予見性を阻害されるのか。
- ・ 許認可取得の申請要件化が、事業者の足かせとなる旨は理解できない。全ての許認可というより、土地造成の安全性や防災等地元の安全にとって重要性の高いものを申請要件とすることが主眼と理解。
- ・ 事業予見性や資金調達の観点については、事業の流れやタイミング、期間の整理が必要であり、具体的に何が問題か意見を聞きたい。非FIT・非FIP案件の資金調達との比較ではどうか。
- ・ 許認可取得の申請要件化は、「事業予見性や資金調達等」に影響があるとあった。しかし、事前に安全に関する許認可が取得できていることは、むしろ予見可能性や資金調達を容易にする面もあるのではないかと思うが、具体的な懸念点は。周辺住民の負担が和らぎ円滑な導入が進むのでは。
- ・ 関係法令の許認可を取得すると事業予見性が高まり、資金調達のハードルも下がると考えるのが普通だと思うが、問題になる理由は。「期限内に許認可が取得できなければ認定を取り消す」ようなやり方では、むしろ資金調達が困難になるのでは。
- ・ 必要な許認可取得は資金調達の前提要件にもなるはず。調達価格を早期に固め事業性を確保したいという事業者の意図ともとれるが。
- ・ 事業者側として申請要件がどこまで問題となるのか、対応する余地が無いか建設的に考えてほしい。
- ・ 「FIT法の届出や小規模太陽光発電設備も義務化の対象となる『使用前自己確認』の報告等を活用できるのではないか。」とあるが、具体的にどのような仕組みを想定しているのか。

- ・ 使用前自己確認の活用は必要だと思うが、運転開始直前のタイミングになるため、許認可取得が出来ていない場合、運転開始をできないようにするもしくは交付金留保ともセットになると考える。
- ・ 現状では、使用前自己確認ができなければ、売電開始はできないということか。また、現在検討されている使用前自己確認の確認は、林地開発だと許可証や完了証による書面確認あるいはそれ以上の確認を想定しているのか。そのタイミングで問題があってもやり直し可能なのか。
- ・ 使用前自己確認の報告は自主的なものであり、安全性が問われる中で、事業規律として十分かは疑問。
- ・ 違反事例に対しては交付留保等により抑制効果が出ると思うが、一定の猶予を設けるという発想は、むしろ違反事例を誘発するのでは。
- ・ パネルの出力増加に係る現行の 3kW/3%以内のルールについては、いずれか大きい方にしてほしいということなのか。元々調達価格の決定において劣化率を考慮しなかったという経緯は認識。想定していた設備利用率の範囲内で回復しても国民負担が想定以上に増えることにはならないというロジックもあるのでは。
- ・ 大量廃棄に向けた「FIT 買取期間を超えての長期安定稼働」の推進に賛同。
- ・ パネルのリサイクルにより廃棄量のピークをならすことは、投資する設備利用の観点からも重要。地域ごとのシミュレーションなどをされていたらコメントいただきたい。
- ・ 説明会形式での一律の義務化は望ましくないとの意見があったが、他にどのような手法が有効なのか、どのような規模の発電所が対象となるべきか、詳細に教えてほしい。
- ・ 地域とのコミュニケーションについては、説明会の開催にこだわる必要はなく、重要なのは「地域に配慮した周知・住民との意思疎通」という点に同意。トラブルになった時のため、自治体に事業者向けの相談窓口を設けてほしいという点は、具体的にどのような施策やアドバイスを期待しているのか。
- ・ 説明会の義務化が賛同できないのであれば、説明会以外で円滑に進んだ事例はあるのか。
- ・ 集約化のためにも事業譲渡の推進は重要。事業譲渡時の地域との対話については、設置時に対話された内容を再度説明すべきこともある一方、元々話がされていない場合は、新規にコミュニケーションをとることになり、譲渡時に考えられるべき。また、どのような案件を対象とすべきかについて意見はあるか。
- ・ 事業譲渡の際、地域共生に必要なことを伝えることは最低条件であり、これを規制強化と書かれていることに違和感。回覧板等でこれまで本当にトラブルが防げていたのか。
- ・ 認定事業者の責任が明確化できるかについては、事業形態や規模別にもよるが、どのようにお考えか。発電事業者と EPC においてどのような契約形態が一般的か教えてほしい。
- ・ 委託元の責任についてはどのようにお考えか。

((一社) 日本風力発電協会の発表について)

- ・ 「厳格化等の対応」については電源毎に慎重に検討するべきである」とあるが、風力発電のみ例外的取り扱いを正当化する論拠を説明してほしい。

- ・ 安全性確保の観点で他の電源と差別化して考える合理的な理由が資料から読みとれなかったため、教えてほしい。
- ・ 「風力発電事業については環境アセスメント評価書が確定しなければ、申請ができず、許認可取得もできないのが実態」とあるが、各種許認可はアセスの結果を考慮しなければならず、これはアセス法の横断条項により予定されていること。認定前に許認可取得が義務付けられることで具体的にどのような支障があるのか。
- ・ アセスの実施状況を見ると、3年経過しても、方法書から準備書、準備書から評価書へと、次の段階に進めていない案件が多い。方法書の段階における認定取得後、その後の事業計画を弾力的に変更し易いスキームを作れるか、という点について事業者の意見があれば教えてほしい。方法書段階より少し遅れた段階で申請する場合は支障が出るのか。
- ・ 環境アセスが終わらなければ申請できないとあるが、運用面であり法的にできないというわけではないのでは。
- ・ 関係法令の許認可取得によるリードタイムの長期化はあるかもしれないが、規律と主力電源化とのバランスの問題であり、長期化を理由として地域共生を犠牲にしているというわけでは決していない。
- ・ 風力と水力については、許認可取得の申請要件化に関し、リードタイムが長期化することが問題なのか、あるいは認定が後ろ倒しになることで、調達価格や基準価格の予見性がなくなることが問題なのか。
- ・ 許認可取得が事前申請要件となった場合、どのように運用を変更すれば実務が機能するとお考えか。
- ・ 電事法において関係法令の「工事等の完了確認を得ているかを確認」は、「全ての再エネ発電事業に対する萎縮効果をもたらすことになる」とあるが、具体的にどのような萎縮効果があるのか。
- ・ 規律強化は発電事業に対する萎縮効果があるとあるが、規律は再エネ大量導入の前提であり、必ずしも萎縮効果にはつながらないのでは。どうすれば事業規律と大量導入を両立できるのか、風力業界として前向きな議論に貢献していただきたい。
- ・ 風力業界では、既に地域とのコミュニケーションが十分だと読めたが、陸上風力に関する様々なトラブルが発生していることは事実。どのような手法でコミュニケーションを行っているか。今後追加的な対応はなくてもトラブルは起きないとお考えか。
- ・ 地域コミュニケーションの要件化について、現行制度の中でも、自主的に適切なコミュニケーションを図っていると仰るのであれば、むしろ制度的に整備していくことは実質的な問題にはならないのでは。
- ・ エネ庁 HP に懸念が寄せられているとあるが、具体的にどのような点や事案が懸念として寄せられているのか、それに対してどのような対応が必要とお考えか。

(日本地熱協会の発表について)

- ・ 地域コミュニケーションに係るガイドライン策定を提案されているが、その他の電源にも活用できるものなのか。各電源の事業計画策定ガイドラインを変えることで、ベストプラクティスの横展開ができないか。

(全国小水力利用推進協議会の発表について)

- ・ 「融資審査の目処が立たないと、開発許可等の手続きが進め難い」について、現行ルールと比べ、許可の先行取得がどのような問題となるのか。
- ・ 「融資審査の目処が立たないと、開発許可等の手続きが進め難い」とある。申請者の資力の証明方法については、ある程度対応の幅があるが、それでも金融機関の対応には厳しい現状があるのか。
- ・ 最終的に融資を実行するためには、許認可取得は必要であり、その前段階で金融機関との話を同時並行で進めることが難しいのであれば運用面で解決できないのか、説明いただきたい。

(日本有機資源協会の発表について)

- ・ 「FIT/FIP 後に、長期電源となるための何らかの支援」を望むとあるが、自治体からの支援措置が必要ということか。
- ・ 人工衛星で宇宙からのマッピングにより牛のげっぐ等による排出量を把握する技術がニュースになっていた。メタン発酵バイオマス施設についてもそうした取り組みを積極的に進めていただきたい。
- ・ 大規模バイオマス発電のトラブルを耳にすることがあり、地域との関係についてヒアリングを行う必要はないか。

(自治体発表について)

- ・ 自治体において、設置許可の条例制定にあたり苦労された点を教えてほしい。国に求める対応はあるか。許可内容や基準等に適合していない事業者に対する、指導・助言等の実効性確保の手法は機能しているか。
- ・ 認定と土地規制許可のタイミングとの関係、条例に基づく年間処理件数を教えてほしい。
- ・ 森林法違反の状況下で売電が継続した事例があるが、林地開発の完了検査は終わっていなかったのかあるいは見逃されていただけなのか、また使用前自己確認等の対象案件だったのか教えてほしい。

オブザーバーからの主な意見は以下の通り。

- ・ 許認可取得が未定の案件は事業予見性がなくファイナンスがつかないというのが実態。系統側では、個々の事業者の許認可取得状況は把握できておらず、送配電線建設後に許認可取得ができておらずキャンセルになる恐れもあるため、申請時点で許認可取得を確認することには一定の合理性がある。
- ・ 多くの優良事業者が一部の不適切事業者の行為のため評価を落としている状況。実際には各種許認可を取得あるいは取得の目処がついてから認定を申請する事業者も多数いる。許認可取得を要件とする場合も、関係法令遵守や地域共生の実績がある事業者は、優良事業者として認定し、申請時に認定要件を満たすと扱ってもよいのではないか。

発表者からの主な回答は以下の通り。

（（一社）太陽光発電協会の発表について）

- ・ 関連法令の許認可取得の要件化について、許認可取得は当然という前提だが、順番の問題として、FIT・FIP 認定についてはできるだけ早い段階で申請できるようにしていただきたい。許認可手続後に認定申請を行うとリードタイムが長くなるため、同時並行的に進めることで早期に運転を開始したい。
- ・ 事業予見性に関して最も重要なのは売電単価の確定。これがなければ事業収入が見通せず、収入がいくらになるか分からない状況で、許認可手続を含め多くの人材を投じて事業を進める必要がある。収入が確定しない中で交渉に応じてくれる金融機関がどれだけいるかも懸念。できれば収入をある程度確定させた上で許認可対応を進めたい。非 FIT・非 FIP でも同様であり、価格が確定しない限り各種手続を進めることにはリスクを伴う。

（日本地熱協会の発表について）

- ・ 地熱発電のガイドラインについて、環境省より、自然公園内での調査・開発の取扱いに係る通知が出されおり、その際の形成の要件として、協議会や住民、自然保護団体等とのステークホルダーとの対話を通して共生を図っていくというものがある。経験上、非常に有用な方法であり、公園外の調査地域にも当てはめるとよいのでは。

（全国小水力利用推進協議会の発表について）

- ・ 180 日ルールを含む現行制度は緩和してほしいというわけではなく、これを概ね継続してほしいとの意図。

（日本有機資源協会の発表について）

- ・ FIT・FIP 後に望む支援については、林業の発展や地域の産業政策、廃棄物の適正処理の観点から事業が持続的に成立する支援に期待。アグリゲーターや地域新電力との連携、地域の熱利用とのマッチングにも期待。
- ・ また、ノンファーム型接続の優先給電ルールについて、安定して発電するバイオマス発電については長期固定電源としての取扱いをお願いしたい。
- ・ メタン発酵の過程で発生するメタンや窒素の排出を最小限にする技術や取組により、温室効果ガス削減に真に貢献できる発電にしたいと考えている。

（自治体の発表について）

- ・ 条例制定にあたり苦労したことについて、当該条例は既存施設も対象となるため、特に財産権の侵害に係る法解釈に苦労した。
- ・ 関係法令の許認可の在り方について、今後どのように連携するかについては、国に要望したい。
- ・ 条例の実効性の担保については、今のところ既存施設の土地開発中の案件に関し、林地開発の改善命令と併せて、1 件条例上の改善勧告を行ったことがある。条例は土地開発だけでなくその後の維持管理や廃止・廃棄段階まで踏まえたものであるため、抑止的な効果が働いているのではないかと考えている。

- ・ 申請のタイミングについて、条例の申請の中で、特段他法令との関連はうたっていないが、関係法令でどのような許認可が必要かチェックすると同時に、条例に基づく許可段階では、知事との間で、林地開発許可のタイミングを揃える等の整合を図るようにしている。

<事務局>

- ・ ファイナンスの実務や関係法令、大規模バイオマスの関係など、事務局にて座長とも相談の上、事業者とも相談して対応したい。エネ庁 HP に寄せられた意見についても次回ご報告する。

※座長の指示により、残余の質問は書面回答にて対応することとなり、閉会。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365